

未来ちゃん貸農園管理運営取扱要領

(目的)

第1条 未来ちゃん貸農園管理運営事務は、この要領に基づき取り扱うものとする

(貸付対象農地)

第2条 貸付に係わる農地

所在	真岡市田町	真岡市田町	
番地	1 3 9 3 - 1	1 3 9 4 - 1	
面積	2,8 4 6 m ²	3 5 3 m ²	計 3,1 9 9 m ²

(利用者)

第3条 利用者を次の通り制限する

- 1 原則として芳賀郡の居住者とする
- 2 本施設の設置の趣旨を理解し自ら耕作できる者とする

(利用募集)

第4条 利用者募集は次のとおり行う。

募集は3月中～4月中に行う。ただし、辞退等により区画に空きが生じた場合は随時募集する。

(利用者の決定)

第5条 利用者の決定は先着順とする。また、利用者には速やかに「利用許可書」を発行する。

(募集区画)

第6条 募集区画は次のとおりとする。

- 1 1区画を30m²とし総区画は64区画とする。
- 2 原則として1利用者につき1区画とする。

(利用期間)

第7条 利用期間は、毎年度4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。ただし、継続を希望する場合、更新して継続できるものとし、同じ区画での継続年数は3年とする。(継続年数のカウントは平成23年より)

(利用時間)

第8条 利用時間は日の出から日没までとする。

(利用料金)

第9条 1区画あたりの利用料金は年額5,000円とする。

(利用料金の徴収)

第10条 利用明細書に基づき所定の期間内に、原則としてJAはが野口座引落により一括払いとする。

(利用料金の還付)

第11条 利用者の責任でない事由により、利用できなくなった場合は、辞退日の属する月の翌月分以降の料金を還付する。

(権利の制限及び転貸の禁止)

第12条 農園の利用に伴う耕作権、借地権などの権利は一切生じない。

(農園利用の禁止事項)

第13条 農園利用の禁止事項は次のとおりとする。

- 1 樹木を栽培すること。
- 2 営利（売買）を目的として栽培すること
- 3 農薬や化学肥料を多量に使用すること。
- 4 利用区画を第三者に転貸すること。
- 5 管理を怠り、借入区画を荒廃させること。
- 6 圃場内の契約区画以外を耕作すること。
- 7 農園内の農機具等を農園外へ持ち出すこと。

(責任の帰属)

第14条 天災、盗難及び病虫害等により農作物に被害があった場合や、農園内での損害、事故等に対しては自己責任とすること。

(住所等の変更)

第15条 利用者の住所、電話番号等の変更がある場合は、速やかに管理者に報告させること。

(利用承認の取消等)

第16条 利用区画を適正に利用していない場合は利用承認を取り消す。また、転居等で農園の利用が出来なくなったときは、速やかに辞退届けを提出させること。

(現状回復)

第17条 利用期間が満了する場合や辞退する場合は、指定する時期までに作物を収穫し残存物を撤去し次の農園利用者に支障ないようにさせること。

(その他)

第18条 その他農園の利用に際しては、その都度指示すること。

付 則 この要領は、『特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律』第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

平成16年2月23日真農委指令第6-1号により承認。

この要領の改正は平成21年12月9日から施行する。

この要領の改正は平成22年4月7日から施行する。

この要領の改正は平成23年1月6日から施行する。

この要領の改正は平成26年1月28日から施行する。

この要領の改正は平成27年10月22日から施行する。